

枚方市社会福祉協議会
非常勤役員等の報酬及び費用弁償費に関する規程

〔平成29年6月13日規程第5号〕

(目的)

第1条 この規程は、枚方市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の非常勤役員(理事・監事)及び評議員、委員会委員等に支給する報酬及び費用弁償費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(非常勤役員の報酬)

第2条 本会の非常勤役員が理事会、評議員会等(部会、三役会含む)に出席した場合、また決裁処理、監査等で事務局等に赴いたときは、次のとおり報酬を支給する。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 会 長 | 日額 5,000円 |
| (2) 副 会 長 | 日額 4,000円 |
| (2) 理 事 | 日額 3,000円 |
| (3) 監 事 | 日額 3,000円 |

2 非常勤役員全体の報酬は年間総額2,500,000円を超えないものとする。

3 理事会、評議員会等(部会、三役会含む)が、同日開催の場合は会議毎の支給はしない。

(評議員の報酬)

第3条 評議員が評議員会に出席した場合、日額3,000円の報酬を支給する。

(委員会等の委員の報酬および費用弁償)

第4条 本会が設置する委員会・会議に委員等が出席した場合、報酬または費用弁償費を支給する。

- (1) 本会の経営の根幹に係る計画策定や専門的見知からの評価・審査等を行う下記の委員会・会議の委員等にあつては、日額9,500円の報酬を支給する。

- ①経営戦略プログラム策定委員会
- ②地域福祉活動計画策定委員会
- ③経営戦略プログラム評価委員会
- ④ふくしのまちづくり円卓会議
- ⑤法人後見等事業審査委員会
- ⑥福祉サービス利用援助事業監査委員会

⑦公募事業助成基金助成選考委員会

⑧その他、必要に応じて設置する委員会等

(2) 本会の事業の運営や関係機関の調整にかかる検討を行う下記の委員会・会議の委員等にあつては、日額1,500円の費用弁償費を支給する。

①枚方市ボランティアセンター運営委員会

②枚方市精神保健福祉推進協議会

③枚方市立総合福祉会館運営委員会

④枚方市総合福祉センター運営委員会

⑤枚方市立くすの木園運営懇談会

⑥社協だより編集会議

⑦その他、必要に応じて設置する委員会等

(3) 評議員選任・解任委員会の委員にあつては、日額3,000円の報酬を支払う。

(非常勤役員の旅費等)

第5条 非常勤役員がその職務のため府外へ出張した場合、本会旅費規程によりその費用を弁償する。

(市又は他の公共団体等より給与等の支給を受ける者の取り扱い)

第6条 本規程の定めにより報酬又は費用弁償を受ける非常勤役員等のうち、市又は他の公共団体等より給与等を受ける者には、報酬又は費用弁償費を支給しない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別途定める。

附 則

この規程は、平成29年6月13日から施行する。